

議案第 7 1 号

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和 5 5 年守谷町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 3 項第 2 号中「住民票」の次に「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を、「第 3 1 9 号」の次に「。以下「入管法」という。」を加え、「）又は」を「）、特定在留カード（入管法第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。））、」に改め、「第 7 1 号」の次に「。以下「入管特例法」という。」を、「証明書をいう。）」の次に「又は特定特別永住者証明書（入管特例法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 7 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新たに「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の交付が開始されたことに伴い、守谷市指定排水設備工事事業者の申請に係る規定のうち、個人を確認するための必要書類に追加が生じたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
(指定の申請) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略) (2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する在留カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（入管法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>、<u>特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（入管特例法第16条の2</u>	(指定の申請) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略) (2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票_____ _____ _____、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号_____）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は_____ _____特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号_____）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）_____

第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)の写し (3) から (7) まで (略)	の写し (3) から (7) まで (略)
--	-------------------------------------